

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）	1
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百二十五号）（抄）	5
環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）	8
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）	9
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	10
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	11
石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）	12

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止計画」とは、環境基本法第十七条第三項の規定による環境大臣の同意を得た公害防止計画をいう。

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの

イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業

ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業（汚でいその他公害の原因となる物質のたい積を排除する目的をあわせ有して実施されるものに限る。）

ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業（イに掲げるものを除く。）

二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業

四 公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの

五 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業

六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業

七 ダイオキシシン類（ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。以下同じ。）により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業その他政令で定めるダイオキシシン類による汚染の防止又はその除去等の事業

八 公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等）

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業（政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2 前項の場合において、公害防止対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこえるときは、当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定めるところによる。

3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第八号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助に

ついても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 前条第二項に規定する地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(港務局についてのこの法律の適用)

第六条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。

(政令への委任)

第七条 公害防止対策事業に係る経費の一部を公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三百三十三号)の規定により事業者に負担させる場合におけるこれらの事業に係る国の負担又は補助の額の算定の基礎となる額の算定、第三条の規定により国が負担し又は補助することとなる額の算定及び交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第二条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち、平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、この法律の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。
別表(第二条関係)

事業の区分	国の負担割合
第二条第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業	二分の一
第二条第三項第二号の緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業	二分の一
第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業	一 平成十八年三月三十一日までに定められた公害防止計画に基づく事業 二分の一 二 平成十八年四月一日以降に定められた公害防止計画に基づく事業 二分の一以内で政令で定める割合
第二条第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業	二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合
第二条第三項第五号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	二分の一

<p>第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業</p>	<p>二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合</p>
<p>第二条第三項第七号の客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業</p>	<p>二分の一以上十分の五・五以内の範囲で政令で定める割合</p>
<p>第二条第三項第八号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業</p>	<p>二分の一</p>
<p>第二条第三項第九号の政令で定める事業</p>	<p>政令で定める割合</p>

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百二十五号）（抄）

（公害防止対策事業）

第一条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）（第二条第三項第二号に規定する政令で定める施設は、広場その他の公共空地とする。）

2 法第二条第三項第五号に規定する政令で定める事業は、覆土事業、耕耘事業及び水質の汚濁による水産動植物の被害を防止するために行なう防油塵さくを設置の事業とする。

3 法第二条第三項第六号に規定する政令で定める土地改良事業は、次に掲げる事業（農用地又は農業用施設について実施される客土事業及び施設改築事業を除く。）とする。

- 一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十九号）第五条第二項第二号イからハまでに掲げる事業（同号ハに掲げる事業にあつては、農用地間における地目変換の事業及び農用地の造成の事業（埋立て及び干拓の事業を除く。）

）に限る。）

二 水質の汚濁により被害が生じている農業用施設について実施される土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に掲げる事業

4 法第二条第三項第七号に規定する政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第三十一条第二項第一号イ及びロ並びに第二号に規定する事業（客土事業を除く。）とする。

5 法第二条第三項第九号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる公立の施設その他の施設の移転又は施設整備の事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。）（国の負担又は補助の割合）

第二条 法別表に規定する政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

事業の区分	国の負担又は補助の割合
法第二条第三項第四号に掲げる事業	百分の五十五
法第二条第三項第六号に掲げる事業	イ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第五条第二項第二号イに掲げる事業及び主務大臣の指定する第一条第二項第二号に掲げる事業

	<ul style="list-style-type: none"> ロ その他の農業用施設に係る事業 二分の一 ハ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第五条第二項第二号ロ及び 百分の五十五 八に掲げる事業並びに主務大臣の指定する客土事業 二 その他の農用地に係る事業 二分の一
<p>法第二条第三項第七号に掲げる事業</p>	<p>百分の五十五</p>
<p>法第二条第三項第九号に掲げる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> イ 通常の国の負担又は補助の割合（間接補助金に係る国の負担金又は 百分の五十五補助金にあつては、間接補助事業に対する国の負担又は補助の割合。 以下「通常の国の負担割合」という。）が二分の一以上百分の五十五 未満である事業 ロ 通常の国の負担割合が二分の一未満である事業 二分の一

（適用除外事業）

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、同項に規定する公害防止対策事業のうち、維持、修繕その他の管理に係る事業（しゅんせつ事業を除く。）その他小規模なものとして主務省令で定める事業とする。

（国の補助負担金の算定方法等）

第四条 法第三条第一項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）の規定により国が負担し又は補助することとなる額は、同条第一項に規定する公害防止対策事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）の定める算定方法に従い算定した事業費（当該事業費の一部を公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第四条の規定により事業者が負担する場合にあつては、当該事業費から当該年度に係る同条に規定する負担総額を控除した額）に法別表に規定する国の負担割合を乗じて得た額とする。

(国の負担又は補助の割合の特例等に係る交付金等)

第五条 法第三条第三項に規定する政令で定める交付金は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する交付金とする。

2 法第三条第三項の規定により算定する交付金の額は、同条第一項に規定する公害防止対策事業に係る経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

(国の補助負担金等の交付の特例)

第六条 公害防止対策事業に係る事務を所掌する各省各庁の長は、当該年度の中途において公害防止計画に係る環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十七条第三項の環境大臣の同意があつた場合には、当該公害防止計画に基づく公害防止対策事業で当該同意のあつた年度分の事業として実施されるものに係る法第三条第一項の規定による国の負担金若しくは補助金又は同条第三項の国の交付金のうち通常の国の負担割合によつて算定した国の負担金若しくは補助金の額又は通常の交付金の額を超えることとなる部分の額(新たに交付されることとなる場合にあつては、その全額。次項において「国の補助負担金等の特例額」という。)を当該同意のあつた年度の翌年度に交付することができる。

2 前項の規定は、当該公害防止計画に基づく公害防止対策事業で当該同意のあつた年度の翌年度分の事業として実施されるものに係る国の補助負担金等の特例額については、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、当該同意のあつた年度の翌年度に交付することを妨げるものではない。

環境基本法(平成五年法律第九十一号)(抄)

(公害防止計画の作成)

第十七条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
 - 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
 - 2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。
 - 3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
 - 5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- (地方公共団体に対する財政措置等)
- 第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七・八 （略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

276（略）

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

附 則（抄）

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
三 公害防止事業債償還費	公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき 五〇〇 円

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
三 公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還	公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第五条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）

（設置計画の作成等）

第三十三条 地方公共団体の長は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設（以下「緑地等」という。）を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局の委員長を含む。）の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成するものとする。

2 前項の規定により、緑地等の設置に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議しなければならない。